

安城市手話言語条例（案）

私たちのまち安城は、明治用水の豊かな水に生まれ、農業先進地として知られ、その後都市化や工業化も進み多様な価値観や個性を持った多くの人々が生活するまちとなりました。

これら多くの人々が心豊かに安心して生活していくことは、私たちの願いであり、そのためには、円滑な意思の疎通のほか適切な情報の発信や取得により、相互に理解を深めることが必要です。

しかし、ろう者などが使用する手話は、かつてろう教育で言語として認められてこなかったことや、現在も独自の言語であると広く知られるに至っていないことにより、障害者基本法や障害者の権利に関する条約で言語として位置づけられているにもかかわらず、意思疎通などの手段として使用しやすい環境が整備されていません。このため、手話を主たる言語として使用する市民は、容易に社会参加することができず、相互理解の機会を得ることが困難であり、さらには、手話の担い手の不足なども懸念される状況です。

私たちは、このような認識の下に、全ての市民が地域の一員として分かり合い、認め合いながら、支え合う地域共生社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに市の責務及び市民（市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話による社会参加の機会を拡大し、もって全ての市民が相互に理解を深めながら、支え合う地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に関する施策は、手話が、独自の語彙や文法体系を持つ非音声の言語であり、手話を言語として使用する機会が適切に確保されるべきものであるとの認識の下に実施されなければならない。

2 手話に関する施策は、手話が、単に意思疎通を図るためだけでなく、他の言語と同様に知識を蓄え、文化を創造するために必要なものであり、大切に受け継いでいくべきものであるとの認識の下に実施されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる手話に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 手話の理解の促進及び普及に関する施策
- (2) 手話を使用しやすい環境整備の促進に関する施策
- (3) 手話の担い手の育成に関する施策

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、この条例の趣旨を理解し、全ての市民が参加することのできる地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 手話を主たる言語として使用する市民は、基本理念にのっとり、自らも手話の担い手であるという認識の下、地域社会に参加するとともに、市の実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市内で事業又は活動を行う者は、基本理念にのっとり、手話を主たる言語として使用する市民が事業を利用し、又は活動に参加しやすい環境の整備に配慮し、及び手話を主たる言語として使用するその従業員、職員等の就業環境の整備に努めるものとする。

(関係者の意見の反映)

第5条 市は、手話に関する施策を実施するときは、手話を主たる言語として使用する市民、手話通訳者その他の関係者との協議の場を設置する等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(聴覚に障害のある子等に対する支援)

第6条 市は、聴覚に障害のある子及びその保護者等に対し、手話を理解するために必要な情報その他の手話に関する情報を提供するとともに、これらの者からの相談に応じ、適切に対応する体制の整備を行うよう努めるものとする。

(小中学校における手話の理解の促進)

第7条 市は、市内の小学校及び中学校において、在籍する児童、生徒等に対し、手話について理解を深めるための啓発を行うよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。